

新型コロナウイルス感染防止のためのご理解・ご協力のお願い（研修支援編）

令和4年8月1日
国立能登青少年交流の家

当施設をご利用いただくにあたり、以下のとおり取り扱います。
ご理解・ご協力の上、当施設をご利用いただきますようお願いいたします。

1. 当施設の取り組み

- (1) 宿泊定員は概ね半数（宿泊室：約200名、キャンプ場：約50名）に制限する。
※ただし、1団体で200名を超える場合は、この限りではない。
- (2) 人の密度を低くするため、通常より多くの部屋数やテント数を割振る。
- (3) 各活動プログラムの内容変更や実施人数を制限する。
※別紙「新型コロナウイルス対応「新しい生活様式」に準じた活動プログラム」を参照。
- (4) 利用当日において、利用者の居住する都道府県または石川県・羽咋市の方針により移動の自粛が求められる場合は、利用を制限する。
- (5) 咳エチケット、正しいマスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底する。
- (6) 定期的な健康チェックを実施する。
- (7) 研修室等は、机・椅子の間引きや利用定員を概ね半数以下として提供する。
- (8) 定期的にドアノブや電気のスイッチ等の消毒と清掃並びに換気を実施する。
- (9) 食堂や浴室の利用が一定時間に集中し混雑しないように利用時間を割振る。
- (10) フレッシュタイム・イブニングタイムは、対人距離を確保した上で実施する
（10月以降からの実施を予定）。
- (11) 職員の健康チェックを実施する。

2. 利用者の皆様へのお願い

- (1) 利用申込～利用前
 - ・入所初日が平日の場合、初日の昼食は弁当を用意（持参もしくはは食堂注文）
 - ・入所初日が平日の場合、初日の活動は午後から計画
 - ・利用初日から起算して14日以前に発熱（37.5度以上）や咳、咽頭痛、息苦しさ（呼吸困難）等の症状がある場合の利用自粛
 - ・持参するもの
 - 体温計※ ■マスク ■ハンカチ ■消毒液 ■マスク等を処分する袋

※体温計を共有する場合は、個包装のアルコール消毒綿等の準備

 - ・医療機関搬送等が生じた場合を想定し、緊急車両の準備
 - ・部屋割り等を作成する際、定員の概ね半数での配室
- (2) 利用期間中
 - 【全般】
 - ・入所時、19時頃、起床時（宿泊時）の健康チェック（検温等）の実施及び事務室への状況報告
 - ・館内での正しいマスクの着用
 - ・咳エチケット、正しいマスクの着用、手洗い・手指の消毒の徹底

※マスクについて、館内では一定の距離（2m以上が目安）がとれない場合や会話を行う場合、屋外では一定の距離（2m以上が目安）がとれない場合で会話を行う場合は着用

 - ・対人距離を確保した上でのフレッシュタイム・イブニングタイムの実施

※なお、参加は強制としないこととする。

【活動（研修）】

- ・ 研修室等の30分に一度の定期的な換気
- ・ 使用した研修室、講堂、体育館のドアノブや電気のスイッチ等の消毒と使用した活動の物品等の消毒
- ・ 近距離での会話や発声並びに高唱の回避
- ・ 飲食を伴う懇親会等の自粛

【食事】

- ・ 食堂では飲食時以外のマスク着用及び黙食
- ・ 食堂のバイキングレーンには一定の距離（2m以上が目安）の間隔をあけて並び、ビニール手袋を着用しての配膳
- ・ 食堂着席時は間隔を空け、対面にならないように着席

【入浴】

- ・ 脱衣場において可能な限りマスク着用及び少人数での利用

【宿舎】

- ・ シーツ・枕カバー等を含む寝具の適切な使用

(3) 利用後

- ・ 発症及び濃厚接触者がいる場合は、その後の経過（診断結果等）の連絡
- ・ 利用終了後5日以内の間に、発症した場合やPCR検査を受検された場合の連絡

3. 有症者の対応について

■新型コロナウイルス感染症である場合を想定して、以下のとおり対応してください。

- (1) 利用者の中に、発熱（37.5度以上）や咳、咽頭痛、息苦しさ（呼吸困難）等の症状がある者（以下、「有症者」という。）が出たら、内線電話や携帯電話等から事務室に症状や濃厚接触者の有無等を報告する。

連絡先：内線電話	128
外線電話	0767-22-3121（8:30～17:15）
	0767-22-3124（17:15～8:30）

- (2) 該当する利用団体は一旦活動を中止し、有症者及び濃厚接触者は全員、指定する別室へ移動する。
- (3) 団体代表者は、事務室へ有症者及び濃厚接触者の行動履歴を報告し、保護者等に連絡し、早急に医療機関への搬送や帰宅（退所）に向けた準備を行う。
- (4) 職員から同日程で利用している団体へ連絡し、各団体代表者は利用者全員の健康チェック（検温等）を実施する。
- (5) 職員等により該当箇所を消毒する。
- (6) 有症者及び濃厚接触者以外の利用者の利用継続について、保健所等に確認のうえ、判断する。

4. その他

- ・ 利用者は、接触確認アプリ（COCOA）のインストールや各地域の通知サービスの活用を推奨する。
- ・ 利用団体代表者は、当施設の新型コロナウイルス感染症防止対策を関係者全員に周知する。
- ・ 本内容は、令和4年8月1日現在の状況に基づくものであり、今後適宜更新する。最新の内容は、当施設ホームページで確認する。